

子どもと若者総合支援勉強会（第3回）議事要旨

日 時：平成20年9月18日（木）10：00～12：10

場 所：内閣府本府3階特別会議室

出席者：田村座長、土居座長代理、佐藤委員、嶋崎委員、宮本正彦委員、宮本みち子委員

坂内閣官房副長官補、吉田教育再生懇談会担当室長、大塚内閣府参事官、山根教育再生懇談会担当室参事官、浅田内閣参事官、その他関係官

○開会

○冒頭、坂内閣官房副長官補より挨拶があった。

○浅田内閣参事官より、出席者の紹介、渡海総理大臣補佐官のメッセージ代読、配付資料の説明があった。

○大塚内閣府参事官より、参考資料2、3について説明があった。

○議事（1）「地方公共団体からのヒアリング」として、①宮本正彦委員より資料1に基づき、②東京都より資料2に基づき、それぞれ説明がなされた。

○議事（2）「主要論点についての議論」に関し、浅田参事官より資料5に基づき、また、土居座長代理より資料6に基づき、それぞれ説明の後、以下の通り意見交換が行われた。

- ・地方自治体に窓口を置くことには賛成。その場合、窓口の性格をどうするかが重要。
- ・地域若者サポートステーションや若者自立塾などでは、最も困難な状況の若者を把握する手立てを持っていないことが大きな問題。経済的な困難を抱えている若者に対する給付制度がないため、窓口に出て来ない。
- ・先日視察したオーストラリアでは、各自治体に数か所、失業保険や年金なども含め、住民に対するあらゆる給付の一元的窓口である「センターリンク」（国の機関で、1997年に制度創設）があり、住民へのサービスの状況を把握している。例えば学校を中退して仕事に就けない若者は、とりあえずセンターリンクに行けば、家庭の所得等の条件に応じた給付制度やプログラムを紹介してもらえる。
- ・地方自治体に窓口を設けるとすれば、センターリンクのような権限を持たせるべき。
- ・「不登校」などの問題についても、いろいろなところがバラバラに情報を持ってい

るために早期の解決に結びつかない場合が多い。

- ・「一元化」と「早期」が重要なキーワード。
- ・オーストラリアの例では、義務教育とそれ以降のつなぎのところに支援の焦点が当てられており、15、6歳を対象とする多様なプログラムが多数用意されている。NPOなどのプロバイダーが様々なプログラムを作っており、センターリンクがそれらを把握して紹介する。
- ・プロバイダーとなるNPOの人材を育てていくことも、施策の核に置く必要がある。NPOを維持していくための支援も重要。オーストラリアやヨーロッパなどでは支援のための予算規模が大きい。
- ・仮に横浜市でセンターリンク的なものをつくるとすれば、行政区（18区）単位であればある程度可能かもしれない。失業保険以外のほとんどの手続は、戸籍、結婚、出産、母子保健などの届出も含め、区役所が窓口となっている。但し、現状では、それらに該当しない若者は来ない。若者に対する給付があることが望ましい。
- ・一方で、仮に窓口を設けたとして、どれくらい利用者があるか、現場で対応し切れるかが懸念される。国のものも含め、様々な制度、サービス提供の在り方が複雑な上に、毎年のように変更されるため、対応が大変。
- ・センターリンクは、縦割り行政の各分野の専門家が皆そのネットワークに入っているようなもの。関係機関とのネットワークを持っており、センターリンクが窓口的な部分を担い、個別の事項はその専門家に繋ぐという体制をとっているようだ。
- ・資料6は、国の機関やNPO、商工会議所等も含め、社会全体で協力して対応するというもの。
- ・山本大臣の「地域における若者支援5原則」（平成19年）にもある「アウトリーチ」など、社会の力を糾合して対応していこうという意思決定が先決。
- ・現場の視点からは、課題のある子どもの実態を如何にして把握するかが一番重要。各学校が「不登校」や問題行動などを切り口に入る場合が多いが、限界がある。課題のある子どもについての情報が入る仕組みをつくり、一元的に把握し対応していけるようにすることが必要。
- ・窓口は重要だが、「待ち」の姿勢だけでは若者は来ない。
- ・教育現場が状況を把握しやすいのではない。但し、家庭と学校との関係がうまくいっていない場合など、必要な個人情報に関係者間で共有できない。例えば一定のリスク要因がある生徒については、学校から「一元的な窓口」への情報提供義務などがあれば、情報を集約させやすいのではない。

- ・ 学校を出た後のフォローが重要。地域の力が弱いところでは家庭が孤立しがち。
- ・ 発達障害等の若者の就労先を確保するためには、雇用する企業への公的な支援も必要ではないか。
- ・ 個人情報の取扱いが重要。「個人情報の保護」がやらない口実になっている例もある。例えば困難を抱える子ども、若者支援のために行う場合は緩やかにするなどの基準が示されると対応しやすい。
- ・ 現場では「個人情報の保護」がネックになっている場合がある。窓口だけでなく、民間機関も含め、全てのネットワーク内で必要な情報が共有できることが望ましい。個人情報は本人が各機関に持って行けばよいという意見もあるが、制度的に整備されるとよりやりやすい。
- ・ 関係機関に通報義務的なものを課すことも考えられるのではないか。
- ・ 地方公共団体に義務付けを行うことは、地方分権の時代にあって難しいのではないか。
- ・ 地方分権の考え方は、国の関与、指示等をできるだけ減らし、どのようなサービスを住民に提供するかは地方自治体が主体的に決めるべきということ。「窓口を設置しなければならない」と国が義務付けるのが良いかは疑問。
- ・ 子ども、若者支援関係のプログラムの多くは国の事業であるため、地方はその条件等に縛られ、自由にできない。地方自治体の自由な取組を支援するような包括的な支援方策が実現できるなら、それが望ましい。
- ・ 様々な地域を回って関係者から話を聞いたが、ここで議論している内容に反対する声はないと思う。
- ・ 国の事業、体制の在り方も考える必要がある。その事業を活用しようとする地方自治体等にとって使い勝手のよいものにすべき。また国の担当窓口も、そこに聞けば各省庁の関係施策が分かるというものが望ましい。
- ・ 住民への給付を全て一つの役所にまとめるのは、非常に大きな役所を作ることになり余り合理的でない。対象者別に考えるのが現実的ではないか。
- ・ 刑務所に何度も入る人たちの中には、知的障害等のハンディキャップを抱える人もいる。日本は、そういう人たちの居場所がない社会になってしまっているのではないか。社会の在り方が間違っているのではないか。

- ・ 中学校段階で問題行動を繰り返す子どもや、「出席停止」措置を受けた子どもの学び直しの場がないことが大きな課題。仕組として作らないと対応できない。
- ・ 国の段階で大きな方向付けを行い、具体的にどういう窓口を作るか等は地方に任せるべき。

- ・ 地方で相談窓口を一元化する場合には、関係機関の利用実態からみても、困難を抱えた若者は最寄りの相談窓口には行きづらく、むしろ少し離れたところに行くことが多いという点に配慮する必要がある。隣の行政区の窓口に行った場合に「うちの住民ではないから」と拒絶されては、行き場がなくなってしまう。そこは柔軟に対応すべきだし、窓口は市町村単位よりも広域で考える方がよいのではないか。
- ・ 居場所づくりという観点からは、シェルターというより、ベースキャンプ的な居場所の再構築が必要。
- ・ 様々な職業訓練制度と学校教育の互換性を高めるべき。今の学校教育制度は、一度降りると戻るのが難し過ぎる。

○座長、事務局より、次回日程については調整の上連絡する旨発言があり、閉会となった。

以上